

2016年1月19日
日興アセットマネジメント株式会社

**「ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付) /
愛称:キウイ王国2」
分配金のお知らせ**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご愛顧いただいております「ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付) /
愛称:キウイ王国2」は、2016年1月18日に決算を行ないました。

ここに、当期の分配金について、ご報告いたします。

当期の分配金と基準価額の推移

＜当期の分配金＞

分配金 (税引前、1万口当たり)	0円
基準価額 (1万口当たり) 2016年1月18日現在	8,730円

＜基準価額の推移＞



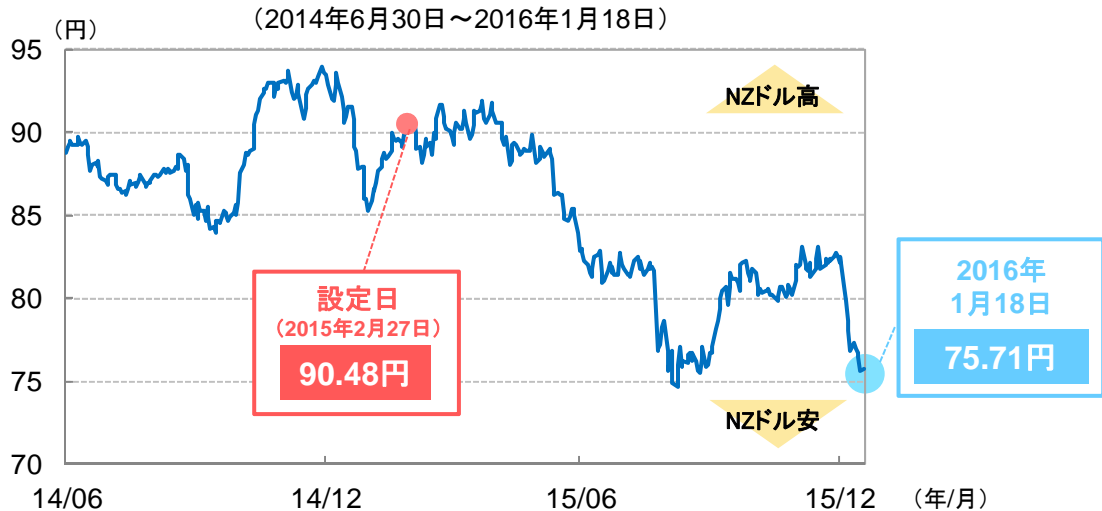
※ 基準価額は信託報酬(年率1.3392%(税抜1.24%))控除後の1万口当たりの値です。

今後の分配金額につきましても、引き続き、収益分配方針に基づいて決定してまいります。
今後も、当ファンドをご愛顧くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- 上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

■当資料は、日興アセットマネジメントが「ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付) / 愛称:キウイ王国2」の運用状況についてお伝えすることなどを目的とし、受益者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した資料です。
■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。
■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

ニュージーランドドル（対円）の推移



(信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

足元のニュージーランドドルの動きと今後の見通しについて

足元のニュージーランドドルは、対円でレンジ内での動きとなっています。2015年7月から8月末にかけては、中国の景気減速懸念や商品価格の下落を受けた世界的なリスク回避姿勢の強まりを背景に下落したものの、9月から12月末にかけては、中国の金融市場が落ち着きを取り戻しつつあったことや、ニュージーランド準備銀行が利下げ局面の終了を示唆したことなどが好感されて上昇しました。しかしながら2016年に入り、サウジアラビアがイランに対して国交断絶を宣言したことや、中国の景気減速懸念が再び高まったことなどを契機に世界的なリスク回避姿勢が強まり、ニュージーランドドルは下落基調にあります。

ニュージーランドは先進国の中でいち早く利上げ局面に突入していたものの、2015年6月以降12月にかけて、経済成長の鈍化や乳製品価格の下落などを背景に、政策金利は3.5%から2.5%へ段階的に引き下げられました。しかしながら直近の12月のニュージーランド準備銀行の声明において、消費者物価指数が目標準を下回っていることや乳製品価格の動向などの不確定要素はあるものの、国内需要は堅調であり、現在の政策金利は十分低いとの見方が示されたことを受け、利下げ局面の終了観測が高まっています。

今後のリスクとしては、乳製品価格の下落や中国の更なる景気減速、中東情勢の悪化などがあげられます。しかし、移民の増加による人口増や、ニュージーランドドルのこれまでの下落、利下げを受けた金利低下の恩恵を受け、ニュージーランドの国内経済は堅調に推移しています。さらに、相対的に高い金利水準や信用力に加え、安定した経済が引き続き投資家に選好されることが期待され、ニュージーランドドルを下支えする要因になると考えられます。また、日本では量的緩和策が今後も継続される見通しであることから、ニュージーランドドルの動きは、対円で底堅いものになると期待されます。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

- 当資料は、日興アセットマネジメントが「ニュージーランド債券ファンド 2015-02(早期償還条項付)／愛称:キウイ王国2」の運用状況についてお伝えすることなどを目的とし、受益者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した資料です。
- 掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。